預かり保育等利用料の無償化(上限あり)の概要について

1 無償化の対象となるのは・・・保育の必要性があるお子さんです。

保護者が次の「保育を必要とする事由」に該当しなければなりません。

※満3歳クラスは、市(区)町村民税非課税世帯に限られます。

保育を必要とする事由(保護者の状態)		認 定 期 間
就労	月64時間以上就労している	就労を継続している期間
妊娠•出産	妊娠中または出産後、間がない	産前7週・産後8週、多胎妊娠の場合は産前14週 ※育児休業取得のみでは保育が必要な理由になりません。
保護者の 疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している	診断書に記載された加療期間または保育できるようになるまで
介護·看護	同居していて病気や障がいのある親族を常時介護または 看護している ※時間は「就労」と同じ	介護・看護が必要な期間
災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧にあたっている	復旧が終わり、保育ができるようになるまで
求職活動	求職活動を継続的に行っている	3ヵ月間
就学	学生または職業訓練校等に在学している(通信教育は不可) ※時間は「就労」と同じ	在学期間中(卒業・修了予定日まで)
虐待やDV	児童虐待や配偶者等からのDVのおそれがある	おそれがなくなり、保育できるようになるまで

<u>2 該当する事</u>由について確認し、認定します・・・申請が必要です。

- 上表に該当する場合、下記の保育の必要性を証明する書類とともに認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。
 - ①就労証明書・・・自営及び農業以外に従事している方、内定した方
- ②診断書・・・疾病や怪我等により保育することができない方、または介護をするために保育することができない方
- ③在学証明書・・・就学している方、または内定した方
- ④就労誓約書・・・求職中の方
- ⑤母子健康手帳のコピー・・・産前7週・産後8週の期間を申し込む方
- ⑥その他・・・父母、祖父母等の扶養義務者が保育できないことの証明書など
- ※各家庭によりご用意いただく書類は変わります。①~④は、役場こども支援課又は町HPにある所定の様式を使用してください。
- ★ 満3歳で預かり保育等を利用しており、市(区)町村税非課税かつ、前年度1月1日以降に三芳町へ転入した世帯は 非課税証明書(認定申請の時期が4~8月は前年度分、9月~翌年3月は当年度分)が必要となります。

【提出】認定は提出頂いた翌月からになります。<u>ご利用の施設</u>または<u>こども支援課</u>へ提出(持参のみ)

3 無償化する金額について・・・上限があります。

- ① 最大 → 11,300円(市(区)町村民税非課税世帯の満3歳児は16,300円)
- ② 上 限 → 450円×ひと月の預かり保育利用日数
- ※①と②を比較し、低い方が無償化する金額となります。
- ■幼稚園の預かり保育と他の認可外保育施設等を併用している方

通園する幼稚園で実施する預かり保育が、一定基準未満(教育時間(通常利用時間を含む)平日の提供時間が8時間未満または 年間開所日数(平日・休日・長期休業中の合計)が200日未満の場合は、**認可外保育施設等の利用料も上限額の 範囲内**で無償化されます。(幼稚園での預かり保育と合わせて11,300円あるいは16,300円)

● 提出先・お問い合わせ先 ●

〒354-8555 三芳町大字藤久保1100-1 三芳町役場 2階 こども支援課 TEL:049-258-0019(内線253~255)